

定款施行細則

第1章 会員

(会員の権利)

第1条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 研究発表する権利
- (2) 機関誌の送付を受ける(電子雑誌の場合には、閲覧する)権利
- (3) 理事選挙の選挙権、被選挙権
- (4) その他会員特典を受ける権利

(会費)

第2条 会員が納入すべき会費の金額は次のとおりとする。年の途中に入会した場合も同一金額とする。

- (1) 正会員の年会費: 9, 000円
- (2) 学術評議員の年会費: 11, 000円
- (3) 代議員の年会費: 14, 000円

2 会員は、在会する年の11月30日までに会費を納入しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、毎年3月31日時点で満 66 歳以上の会員については、翌事業年度以降の年会費を 4,500 円とする。

(会費の滞納)

第3条 在会する事業年度の11月30日までに指定振込口座に当該年の会費の全額の入金のないときは滞納とする。

2 年会費を滞納した場合は、直ちに第1条で定める権利行使を停止する。

3 滞納が2年に及んだ場合は退会したものとみなす。ただし、天変地異等の不可抗力によりやむを得ないと理事会が認めた場合はこの限りではない。

4 定款第8条(退会)の手続きは、会費の滞納がある場合には行えない。但し、第8条第2項第1号または第2号に該当する場合は、会費の滞納がある場合でも退会できる。

(休会)

第4条 病気、出産、育児、留学などの事由により学会活動の継続が困難な者で、その申請により理事会が認めた場合は、休会することができる。

2 会費の滞納のある会員は休会の申請ができない。

3 休会中の会員は会費を納入することを要しないが、会員としての権利は停止する。

4 休会中の期間は会員歴に算入しない。

5 休会中の会員が取得している各種資格は休止とし、復会をもって再開とする。

6 休会期間は、事業年度(毎年12月1日～翌年11月30日)の単位とする。申請日から同年 11 月 30 日までに加え、次年度から3期以下の期間を休会期間として選択することができる。

7 休会期間終了後の2カ月以内(1月31日)に当年度会費の納入がない場合は、原則として退会したものとみなす。

8 休会期間終了後復会せずに退会する場合は、休会年度分の会費を納入しなければ退会できない。

(会員歴)

第5条 会員歴とは、入会後の年数を指す。

2 一度退会した人または休会した人が学会へ復帰する方法は、次の各号のいずれかである。

(1)「復会」とは、一度退会した人または休会した人が以前の会員履歴を引き継ぐ形で学会へ復帰することである。復会の場合、会員番号は変わらず、過去の会員歴と連続したものとして履修管理する。但し、就任していた役員や学術評議員・代議員の資格は引き継がないため、復会后改めて申請を行い、社員総会にて承認された場合には学術評議員に就任することができる。個人資格については、認定期間内であれば復会と同時に資格が有効、認定期間外であれば復会后復活申請を行い社員総会にて承認された場合に有効となる。

(2)「再入会」とは、一度退会した方が以前の会員履歴すべてを引き継がず、新たに入会することである。「再入会」の場合、退会前の会員番号は無効となり、新しい会員番号を付与する。

3 復会の場合、会員欠落期間の年会費を全額納入する必要がある。復会可能な会員欠落期間は、最大5年間までである。

4 再入会の場合、会員欠落期間の年会費を納入する必要はない。再入会可能な会員欠落期間に定めはない。

5 定款第8条第2項第3号で退会した場合には、復会・再入会のどちらの場合でも未納期間の年会費を納入しなければならない。

6 復会・再入会のどちらかを利用して学会へ復帰することができるのは、1回までである。

第2章 名誉会長、名誉会員、特別会員

(名誉会長)

第6条 理事会及び社員総会の決議を経て推薦された者は名誉会長の称号を受ける。

(特別会員)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は特別会員の称号を受ける。

(1)代議員を務めた者でこの法人に大なる功労のあった者。

(2)理事会及び社員総会の決議を経て推薦された者。

(名誉会員)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は名誉会員の称号を受ける。

(1)研究会名誉会長、代表世話人、学会理事長、学術集会会長若しくは学会理事の経験者又はこの法人に特別の功労のあった者。

(2)理事会及び社員総会の決議を経て推薦された者。

(名誉会長、名誉会員及び特別会員の権利)

第9条 名誉会長、名誉会員及び特別会員は、社員総会に出席することができる。

第3章 役員の任期

(理事長の任期)

第10条 理事長の任期は1期2年、2期4年までとする。

2 任期中の理事長に事故等があるときは、直ちに副理事長が代行を務める。理事会は速やかに後任理事長を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙理事の任期)

第11条 選挙理事の任期は1期2年とし、2年毎に半数を改選、半数を信任とする。

2 選挙理事は就任後2回目の定時社員総会で信任を受け、4回目の定時社員総会で改選となる。再任を妨げないが、連続4期8年までとする。

3 選挙理事が任期の途中で退任した場合は、後任の理事を理事選挙によって選出し、社員総会において選任することができる。

4 前項の理事選挙を、第1項に基づき2年毎に選挙理事の半数を改選する際の理事選挙と同時に行う場合は、当該理事選挙において改選選挙理事10名に加えて、選挙理事が合計20名に満つるまで当選させるものとし、11番目以降の順位のものについては2年後に改選とする。

5 第3項の理事選挙を前項以外の方法で行う場合は、第2項第1文の規定にかかわらず、後任の理事の任期及び改選期は次の各号のとおりとし、後任の理事の選任方法は第16条によらない。

(1) 後任の理事の就任が、前任者(前任者が第3項の理事選挙で選出された者である場合は、その前任者とする。以下本条において同じ。)の就任後2回目の定時社員総会よりも前である場合は、その任期は前任者の残任期間とする。後任の理事は前任者の就任後2回目の定時社員総会で信任を受け、4回目の定時社員総会で改選となる。

(2) 後任の理事の就任が、前任者の就任後2回目の定時社員総会よりも後である場合は、その任期は、前任者の就任後4回目の定時社員総会の終結時までとする。後任の理事は、前任者の就任後4回目の定時社員総会で、信任を受けず改選となる。

(推薦理事の任期)

第12条 推薦理事の任期は2年とする。

2 推薦理事は、指名から2年後の定時社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。

3 推薦理事が任期の途中で退任した場合において、第18条第5項の方法で後任の理事を指名するときは、前項の規定にかかわらず、その任期及び地位は次の各号のとおりとする。

(1) 後任の理事の就任が、前任者(前任者が第18条第3項に基づき指名された者である場合は、その前任者とする。以下本条において同じ。)の就任後2回目の定時社員総会よりも前である場合は、その任期は前任者の残任期間とする。後任の理事は前任者の就任後2回目の定時社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。

(2) 後任の理事の就任が、前任者の就任後2回目の定時社員総会よりも後である場合は、その任期は、前任者の就任後4回目の定時社員総会の終結時までとする。後任の理事は、前任者の就任後4回目の定時社員

総会において自動的に推薦理事候補者となる地位を有さない。

(若手理事の任期)

第12条の2 若手理事の任期は2年とする。

2 若手理事は、指名から2年後の定時社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。

3 若手理事が任期の途中で退任した場合において、第18条の2第3項に基づき後任の理事を指名するときは、前項の規定にかかわらず、その任期及び地位は次の各号のとおりとする。

(1) 後任の理事の就任が、前任者(前任者が第18条の2第3項に基づき指名された者である場合は、その前任者とする。以下本条において同じ。)の就任後2回目の定時社員総会よりも前である場合は、その任期は前任者の残期間とする。後任の理事は前任者の就任後2回目の定時社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。

(2) 後任の理事の就任が、前任者の就任後2回目の定時社員総会以降である場合は、その任期は、前任者の就任後4回目の定時社員総会の終結時までとする。後任の理事は、前任者の就任後4回目の定時社員総会において自動的に若手理事候補者となる地位を有さない。

(監事の任期)

第13条 監事の任期は4年とし、2名ずつを2年毎に選任する。再任を妨げないが2期8年までとする。

2 監事が任期の途中で退任した場合に後任で選出された監事の任期は前任者の残期間とする。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は選任後4年後の定時社員総会の終了のときまでとする。また、代議員に選任されても条件を満たせば学術評議員を兼任することができる。

(学術集会会長の任期)

第15条 学術集会会長及び次期学術集会会長の任期は1年とし、選任された年度の学術集会終了の翌日から次の学術集会終了までとし、再任はできない。

第4章 役員選任

(役員選任の手続)

第16条 役員選任の手続は次のとおりとする。

(1) 選挙理事予定者を選挙により選任する。

(2) 選挙理事予定者、第11条第2項に基づき信任を受けようとする選挙理事、第12条第2項に基づき理事候補者となる推薦理事及び第12条の2第2項に基づき理事候補者となる若手理事(以下これらの理事又は理事予定者を「理事予定者会議構成員」と総称する。)により理事予定者会議を開き理事長予定者を選任する。

(3) 理事長予定者は、理事予定者会議構成員の中から副理事長予定者、理事予定者会議構成員以外の代議員から推薦理事予定者、学術評議員から若手理事予定者をそれぞれ指名する。ただし、若手理事予定者の指名については、当該選任手続時に若手理事全員が第12条の2第2項の適用を受ける場合には、この限りでな

い。

(4) 社員総会において、理事予定者会議構成員、推薦理事予定者及び若手理事予定者を理事候補者とし、理事(選挙理事、推薦理事及び若手理事)を選任する。

(5) 理事会において、理事長予定者及び副理事長予定者を候補者とし、理事長及び副理事長を選定する。

(選挙理事の選任)

第17条 選挙理事予定者及び推薦理事予定者は、以下の各号全てを満たす者に限る。

(1) 満65歳以下の代議員

(2) 連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者

(3) 理事2名の推薦を得た者

2 選挙理事の定数は20名以内とし、2年毎にその10名の理事を改選することを原則とする。改選される10名には、薬剤師、看護師及び管理栄養士を各1名以上含むものとする。第11条第4項に基づき当選する11番目以降の順位の者及び同条第5項に基づき当選する者についても、改選期が同一の10名の中に薬剤師、看護師及び管理栄養士を各1名以上含むこととなることを要する。

3 選挙理事の選任は、別途理事会で定める方法による代議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。

4 選挙理事の選任は、選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。ただし、郵送により投票を行う場合には、無記名の投票用紙を用いて投票するにあたり、不正防止等の観点から各代議員が記名した封筒を用いることがあり、電磁的方法により投票を行う場合についてもこれに準じるものとする。

5 得票数の多い順に当選者を定め、得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。ただし、得票数の多い順によると第2項の要件を満たさないこととなる場合には、得票数が8番目から10番目までの者については、より下位の者に代えて、第2項の要件を充足するまで、得票数が11番目以降の薬剤師、看護師及び管理栄養士のうち、より得票数の多いものがそれぞれ当選者となる。第11条第4項に基づき当選する11番目以降の順位の者及び同条第5項に基づき当選する者についても同様とする。

6 選任は理事、監事の順に行う。

7 理事となろうとする者は、期日までに所定の書類を学会事務局に届け出なければならない。

(推薦理事の選任)

第18条 推薦理事は、理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって指名され、社員総会において選任される。

2 推薦理事の定数は2名とし、理事長予定者選出時に1名を指名する。

3 推薦理事が任期の途中で退任した場合は、後任の理事を指名し、選任することができる。

4 前項の指名を、理事長予定者選出時に行う場合は、推薦理事が合計2名に満つるまで指名を行い、選任するものとし、2番目に指名された者については、第12条第2項の規定は適用しない。

5 第3項の指名を前項の方法で行わない場合は、後任の理事の選任は第1項、第2項後段及び第16条によらず、後任の理事は理事長によって指名され、社員総会において選任される。後任の理事の任期は第12条第3項のとおりとする。

(若手理事の選任)

第18条の2 若手理事は、理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって若手理事予定者として指名され、社員総会において選任される。

2 若手理事の定数は4名(ただし、1職種1名以下とする。)とし、理事長予定者選出時に指名する。

3 若手理事が任期の途中で退任し、前任者(前任者が本項に基づき指名された者である場合は、その前任者とする。以下本条において同じ。)の選任から4年後の定時社員総会よりも前に後任の理事を選任する場合は、後任の理事の選任は第1項、第2項後段及び第16条によらず、後任の理事は理事長(前任者の指名から2年後の理事長予定者選出時に指名される場合は、理事長予定者)によって指名され、社員総会において選任される。後任の理事の任期は第12条の2第3項のとおりとする。

(監事の選任)

第19条 監事となろうとする者は、選任のときに満67歳未満の者に限る。

2 監事は、理事を除く代議員、学術評議員または理事を経験した者の中から理事会が推薦し、社員総会の承認を得て決定される。

第5章 役員選挙

(選挙管理委員)

第20条 理事会において候補者以外の理事、代議員の中から選挙管理委員長を指名する。

2 選挙管理委員長は候補者以外の代議員の中から選挙管理委員を選出し、選挙の管理を委嘱する。

(無効票)

第21条 以下の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの(電磁的方法により投票を行う場合には、所定の投票方法によらないもの)。
- (2) 候補者氏名以外の記載のあるもの。
- (3) 氏名の確認の困難なもの。
- (4) 同一候補者氏名の複数記載のあるもの。

第6章 代議員の選任

(代議員の選任)

第22条 代議員は、次項に定める有資格者の中から、別途定める代議員選出規則、所定の代議員選考結果に基づき理事会の推薦により、定時社員総会の承認を得て決定される。

2 代議員となろうとする者は、次の全ての資格を有する者とする。

- (1) 原則として満66歳未満の正会員
- (2) 3年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
- (3) 別に定める一定の業績を有する学術評議員
- (4) 代議員2名の推薦を得た者

3 代議員になろうとする者は、期日までに所定の申請書と推薦書を理事会に提出しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めた者は、代議員候補者として、定時社員総会へ推薦され、定時社員総会の承認を得て代議員となることができる。

第7章 学術集会会長の選任

(学術集会会長の選任)

第23条 学術集会会長、学術集会次期会長になろうとする者は、期日までに所定の書類を理事長に届け出なければならない。

2 学術集会会長、学術集会次期会長の選出は、社員総会において理事選出の投票後に選挙を行い、得票数の最も多かった者を総会の過半数で承認する。

3 学術集会会長、及び学術集会次期会長は1名の当番幹事を指名することができる。当番幹事は本会の会議に出席することができる。

第8章 学術評議員の選任

(学術評議員の選任)

第24条 学術評議員は、代議員の推薦を受けた会員歴2年以上の会員の中から、別に定める規定に則って、代議員学術評議員選考委員会が選任する。

2 理事長は、必要に応じて学術評議員会を招集する。学術評議員は、学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

3 学術評議員は、正当な理由なく連続して3回学術評議員会を欠席した場合には、その資格を失う。

4 学術評議員は、満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第25条

本学会は委員会・部会・ワーキンググループ・ワーキングチーム・プロジェクトを設置し、それぞれの内規に従って運営される。

以下の委員会を設置する。

1. 総務統括部門

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

(3) 代議員・学術評議員選考委員会

(4) 財務委員会

(5) 規約委員会

(6) 将来構想委員会

※JSPEN-U45

※未来研究プロジェクト

(7) 倫理・利益相反委員会

(8) 支部統括委員会

2. 渉外部門

(9) 国際委員会

(10) 保険委員会

3. 教育部門

(11) 教育委員会

※国際教育 WG (LLL)

※Basic of Nutrition Therapy セミナーWG

4. 職能 部会・WG 部門

(12) 栄養士・管理栄養士部会

(13) 薬剤師部会

(14) 看護師部会

(15) 栄養治療リハビリテーション WG

(16) 口腔管理 WG

5. 認定・資格検討部門

(17) 認定・資格制度委員会

(18) NST 委員会

6. 学術部門

(19) 編集委員会

(20) 学術集会実践支援委員会

(21) 学術集会プログラム委員会

(22) AWARD 選考委員会

7. 臨床栄養推進部門

(23) ガイドライン委員会

(24) 学術・研究委員会

※JSPEN テキストブック 2026 作成プロジェクト

※GLIM WG

※日本版 ERAS プロジェクト

※肥満栄養治療 WG

※腸内細菌 WG

(25) リハ栄養口腔連携に関する検討委員会

(委員の選出)

第26条 各種委員会及び部会委員の選出は、委員長および部会長が推薦し、理事会の議を経て決定する。

(拡大総務委員会)

第27条 理事長は、本学会運営の円滑化、充実を図る目的で総務統括部門を中心に、懸案事項に関する部門の理事、代議員などを招集し、臨時に拡大総務委員会を開催することができる。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第28条 この法人の事務局を東京都中央区に置く。

2 理事長は正会員の中から庶務幹事を若干名選出することができる。

3 庶務幹事は理事会、社員総会、会員集会等に参加し、必要な事務手続きを行う。

附則

1. 日本静脈・経腸栄養研究会及び任意団体日本静脈経腸栄養学会の会員歴は、この法人の会員歴としてあつかわれ、手続きなくこの法人の会員へ移行する。

2. この法人の設立時に任意団体日本静脈経腸栄養学会が選出した代議員候補者をこの法人の議員として選任されたものとみなす。

3. 定款11条及び細則14条の規定にかかわらず、前項の規定により選任された代議員の任期は2018年総会終了時とする。

4. 細則11条の運用にあたっては、任意団体時の2011年に選任された4年の任期は2015年の総会終了時までとし、任意団体時の2013年選出された任意団体の理事の4年の任期は2017年の総会終了時までとする。

5. 本学会の法人化に伴う経過措置として、細則第3章の運用にあたっては、役員の任期の計算は、以下のとおりとする。

1) 平成23年(2011年)選任理事は、平成27年(2015年)までの任期となり、平成27年(2015年)に再任された場合には、平成27年(2015年)からを理事1期目とする。

2) 平成25年(2013年)選任理事は、平成29年(2017年)までの任期となり、平成29年(2017年)に再任された場合には、平成29年(2017年)からを理事1期目とする。

3) 平成27年(2015年)に理事長に選定された者は、当該選任後2年を理事長0期目とし、その者が平成29年(2017年)に理事長に選定された場合には、平成29年(2017年)を理事長1期目とする。また、平成31年(2019年)の理事長選定においても、選定されることを妨げない。

4) 平成25年(2013年)選任監事は平成29年(2017年)までの任期となる。平成29年(2017年)に再任された場合は平成29年(2017年)より1期目とする。

6. 本細則は理事会の議決を経なければ変更できない。
7. この規則は、平成28年2月24日一部改定、直ちに施行する。
8. この規則は、平成29年2月22日一部改定、直ちに施行する。
9. この規則は、平成29年8月4日一部改定、直ちに施行する。
10. この規則は、平成29年12月21日一部改定、直ちに施行する。
11. この規則は、平成30年2月21日一部改定、直ちに施行する。
12. この規則は、平成30年11月16日一部改定、直ちに施行する。ただし、細則2条の会費納入期限及び細則3条1項の改定については、事業年度の末日が11月末日となる最初の事業年度の開始日から、細則22条の改定については、当該改定につき社員総会の承認を受けた時から、それぞれ施行するものとする。
13. 前項の規定にかかわらず、平成30年11月16日理事会決議による細則2条の会費の金額の改定は、当該会費の金額につき社員総会の承認を受けることを条件として、平成32年1月1日より施行する。
14. この規則は、令和2年11月9日一部改定、直ちに施行する。
15. この規則は、令和3年1月18日一部改定、直ちに施行する。
16. この規則は、令和3年2月9日一部改定、直ちに施行する。
17. この規則は、令和3年2月12日一部改定、直ちに施行する。
18. この規則は、令和3年7月20日一部改定、直ちに施行する。
19. この規則は、令和3年11月25日一部改定、直ちに施行する。
20. この規則の令和4年6月21日に承認された改定は、令和4年7月31日の臨時社員総会において定款変更案の承認を受けることを条件として、同日より施行する。ただし、第18条第2項の規定にかかわらず、令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月期に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時までは、推薦理事の定数は4名とし、第18条の2第2項の規定にかかわらず、当該改定の施行時から令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時までは、若手理事の定数は0名とする。

21. この規則は、令和4年8月2日一部改定、直ちに施行する。
22. この規則は、令和5年4月1日一部改定、直ちに施行する。
23. この規則は、令和5年9月27日一部改定、直ちに施行する。
24. この規則は、令和5年10月11日一部改定、直ちに施行する。
25. この規則は、令和6年2月14日一部改定、直ちに施行する。
26. この規則は、令和6年8月23日一部改定、直ちに施行する。
27. この規則は、令和6年11月13日一部改定、直ちに施行する。
28. この規則は、令和7年1月15日一部改定、直ちに施行する。
29. この規則は、令和7年4月1日一部改定、直ちに施行する。
30. この規則は、令和7年5月16日一部改定、直ちに施行する。
31. 令和7年11月26日理事長決議による細則 2 条の会費の金額の改定は、当該会費の金額につき社員総会の承認を受けることを条件として、令和8年2月12日より施行する。
32. この規則は、令和8年8月28日一部改定、直ちに施行する。